

豊田市農業委員会議事録

令和2年6月23日、豊田市農業委員長 横桑 鈞は、令和2年6月度農業委員会総会を豊田市役所南庁舎7階、南72委員会室に招集した。

<会議に付した議案>

- 議案第43号 農地法第3条の規定による許可について
- 議案第44号 農地法第5条の規定による許可申請承認について
- 議案第45号 生産緑地に係る農業の主たる従事者の証明について
- 議案第46号 農業振興地域整備計画の変更について
- 議案第47号 農用地利用集積計画の決定について
- 議案第48号 農地中間管理事業の「農用地利用配分計画案」について
- 議案第49号 農業委員会の活動の点検・評価及び目標とその達成に向けた活動計画について

報告

- 耕作放棄地の農地、非農地の判断について
- 相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況確認書について
- 農地法第18条第6項の規定による通知書受理について
- 農地法第4条第1項ただし書きにおける適用除外の確認について
- 農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出書受理について
- 農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出書受理について

< 出席委員 > (10名)

_____	2番 岩田 弘勝	_____
_____	5番 石川 幸子	6番 為井 裕
_____	8番 杉浦 俊雄	_____
10番 森 敏康	_____	12番 梅村 貢司
_____	14番 伊藤喜代司	_____
16番 浅見富士男	_____	18番 杉田 雅子
19番 横条 鈞		

< 欠席委員 > (9名)

1番 鈴木喜一郎	3番 倉橋由美子	4番 西山弥太郎
7番 近藤 和人	9番 土方 和子	11番 水野 省治
13番 鈴木 成仁	15番 伊藤 政和	17番 瀬戸 喜朗

< 事務局説明員 >

事務局長 小木曾哲也	副主幹 尾形 洋	担当長 鈴木 祥宏
主 査 加藤 泰平	主 査 鈴木 彩	主 査 神谷 一平
主 事 生田 卓哉		

(開会 午後 2時00分)

会 長： ただいまより豊田市農業委員会総会を開催いたします。

出席状況について、事務局より報告をお願いします。

事務局： 本日の欠席委員でございますが、1番、鈴木喜一郎委員、3番、倉橋由美子委員、4番、西山弥太郎委員、7番、近藤和人委員、9番、土方和子委員、11番、水野省治委員、13番、鈴木成仁委員、15番、伊藤政和委員、17番、瀬戸喜朗委員、以上9名です。

委員の半数以上の出席を得ておりますので、本総会が成立いたしておりますことを御報告いたします。

会 長： ここで、本日の議事録署名者2名を指名させていただきます。

14番、伊藤喜代司委員、18番、杉田雅子委員、以上の2名の委員をお願いいたします。

それでは、議案の審議に入ります。

本日の提出議案は、議案第43号から第49号までの審議案件7件とその他報告案件6件です。

それでは、順次議題を上程させていただきます。

令和2年議案第43号「農地法第3条の規定による許可について」。

事務局より説明をお願いします。

事務局： 令和2年議案第43号「農地法第3条の規定による許可について」。

詳細は、お手元にある議案を御覧ください。

39番、畝部西町の件。

申請地はスクリーンのとおりです。

担当推進委員の高橋委員からは、問題ない旨御意見をいただいております。

40番、若林西町の件。

申請地はスクリーンのとおりです。

担当推進委員の安田委員からは、問題ない旨御意見をいただいております。

41番、若林西町の件。

申請地はスクリーンのとおりです。

担当推進委員の安田委員からは、問題ない旨御意見をいただいております。

42番、若林東町の件。

申請地はスクリーンのとおりです。

担当推進委員の安田委員からは、問題ない旨御意見をいただいております。

43番、花園町の件。

申請地はスクリーンのとおりです。

担当推進委員の山内委員からは、問題ない旨御意見をいただいております。

44番、花園町の件。

申請地はスクリーンのとおりです。

担当推進委員の山内委員からは、問題ない旨御意見をいただいております。

45番、御作町の件。

申請地はスクリーンのとおりです。

担当推進委員の鈴木委員からは、問題ない旨御意見をいただいております。

46番、押山町の件。

申請地はスクリーンのとおりです。

担当推進委員の山口委員からは、問題ない旨御意見をいただいております。

47番、篠原町の件。

申請地はスクリーンのとおりです。

担当推進委員の篠田委員からは、問題ない旨御意見をいただいております。

48番、篠原町の件。

申請地はスクリーンのとおりです。

担当推進委員の篠田委員からは、問題ない旨御意見をいただいております。

以上、読み上げました案件につきまして、農地法第3条第2項各号の不許可の条文に該当しないことを確認しております。

以上です。

会長： ありがとうございます。

事務局の説明並びに地区担当推進委員の意見をいただきました。

ここで、委員の皆さんに御質問並びに御意見を伺います。

いかがでしょうか。

(会場声なし)

会 長： 特段御意見等もないようですので、採決をいたします。

議案第43号で上程されました10件について、賛成の委員は挙手をお願いいたします。

(賛成者挙手)

会 長： ありがとうございます。挙手多数と認めます。

よって、議案第43号は承認決定されました。

令和2年議案第44号「農地法第5条の規定による許可申請承認について」。

事務局より説明をお願いします。

事務局： 令和2年議案第44号「農地法第5条の規定による許可申請承認について」。

立地基準、許可基準について述べさせていただきます。

91番、今町の件、分家住宅です。農地区分は、白色の農地区分表の第3種農地です。こちらの白い表を御覧ください。第3種農地に該当します。判断基準は第3種農地①、水管、下水道管、ガス管のうち2種類以上が埋設されている幅員4メートル以上の道路の沿道区域で、おおむね500メートル以内に2以上の教育施設、医療施設、その他の公共施設、または公益的施設がある農地です。なお、以降同基準については、第3種農地①と読ませさせていただきます。

許可基準は裏面、黄色の許可基準表を御覧ください。こちらの第3種農地の欄、第3種農地につき許可できるに該当します。なお、以降同基準については、第3種農地の許可基準と読ませさせていただきます。

場所についてはスクリーンのとおりです。

土地利用計画図はこちらです。

続きまして、92番、河合町の件、分家住宅です。農地区分は、農地区分表の第3種農地です。判断基準は第3種農地④、街区に占める宅地の割合が40%を超えている区域にある農地です。なお、以降同基準については、第3種農地④と読ませさせていただきます。

許可基準は裏面、許可基準表を御覧ください。第3種農地の許可基準に該当します。

場所についてはスクリーンのとおりです。

土地利用計画図はこちらです。

続きまして、93番、若草町の件、自己用住宅です。農地区分は、農地区分表の第3種農地です。判断基準は第3種農地④です。

許可基準は裏面、許可基準表を御覧ください。第3種農地の許可基準に該当します。

場所についてはスクリーンのとおりです。

土地利用計画図はこちらです。

続きまして、94番、栄生町の件、分家住宅です。農地区分は、農地区分表の第3種農地です。判断基準は第3種農地④です。

許可基準は裏面、許可基準表を御覧ください。第3種農地の許可基準に該当します。

場所についてはスクリーンのとおりです。

土地利用計画図はこちらです。

なお、本件につきましては担当の鈴木委員は御欠席ですが、事前に問題ない旨ご意見をちょうだいしておりますので、報告いたします。

続きまして、95番、平井町の件、分家住宅です。農地区分は、農地区分表の第3種農地です。判断基準は第3種農地④です。

許可基準は裏面、許可基準表を御覧ください。第3種農地の許可基準に該当します。

場所についてはスクリーンのとおりです。

土地利用計画図はこちらです。

お願いします。

岩田委員： 95番、平井町、分家住宅です。特に問題ありません。

以上です。

事務局： ありがとうございます。

続きまして、96番、和会町の件、住宅敷地増し（駐車場）です。農地区分は、農地区分表の第3種農地です。判断基準は第3種農地④です。

許可基準は裏面、許可基準表を御覧ください。第3種農地の許可基準に該当します。

場所についてはスクリーンのとおりです。

土地利用計画図はこちらです。

続きまして、97番、上郷町の件、分家住宅です。農地区分は、農地区分表の第3種農地です。判断基準は第3種農地④です。

許可基準は裏面、許可基準表を御覧ください。第3種農地の許可基準に該当します。

場所についてはスクリーンのとおりです。

土地利用計画図はこちらです。

お願いします。

為井委員： 96番、担当推進委員の意見を総合的に判断した結果、許可相当と考えます。

97番、これも同じように、担当推進委員の意見を総合的に判断した結果、問題ないと考えます。

事務局： ありがとうございます。

続きまして、98番、竹町の件、駐車場です。農地区分は、農地区分表の第3種農地です。判断基準は第3種農地②、おおむね300メートル以内に竹村駅が存在する区域です。

許可基準は裏面、許可基準表を御覧ください。第3種農地の許可基準に該当します。

場所についてはスクリーンのとおりです。

土地利用計画図はこちらです。

続きまして、99番、竹町の件、分家住宅です。農地区分は、農地区分表の第3種農地です。判断基準は第3種農地④です。

許可基準は裏面、許可基準表を御覧ください。第3種農地の許可基準に該当します。

場所についてはスクリーンのとおりです。

土地利用計画図はこちらです。

続きまして、100番、宝町の件、駐車場です。農地区分は、農地区分表の第1種農地です。判断基準は第1種農地①、おおむね10ヘクタール以上の規模の一団の農地です。

許可基準は裏面、許可基準表を御覧ください。第1種農地③、(e)、住宅その他申請地周辺居住者の日常生活上・業務上必要な施設で集落に接続して設置

されるものに該当します。

場所についてはスクリーンのとおりです。

土地利用計画図はこちらです。

なお、本件につきましては担当の近藤委員は御欠席ですが、事前に問題ない旨御意見をちょうだいしておりますので、御報告いたします。

続きまして、101番、駒場町の件、分家住宅です。農地区分は、農地区分表の第3種農地です。判断基準は第3種農地①です。

許可基準は裏面、許可基準表を御覧ください。第3種農地の許可基準に該当します。

場所についてはスクリーンのとおりです。

土地利用計画図はこちらです。

なお、本件につきましては担当の土方委員は御欠席ですが、事前に問題ない旨御意見をちょうだいしておりますので、御報告いたします。

続きまして、102番、加納町の件、太陽光発電施設です。農地区分は、農地区分表の第2種農地です。判断基準は第2種農地の一番下、上記のいずれにも該当しない農地です。

許可基準は裏面、許可基準表を御覧ください。第2種農地で、周辺の第3種農地等を利用することで転用事業の目的を達成することができるものを除き、許可できるに該当します。なお、以降同基準については、第2種農地の許可基準と読ませていただきます。

場所についてはスクリーンのとおりです。

土地利用計画図はこちらです。

続きまして、103番、猿投町の件、分家住宅です。農地区分は、農地区分表の第2種農地です。判断基準は第2種農地③、市街地に近接する区域にある農地で、その規模がおおむね10ヘクタール未満であるものです。

許可基準は裏面、許可基準表を御覧ください。第2種農地の許可基準に該当します。

場所についてはスクリーンのとおりです。

土地利用計画図はこちらです。

続きまして、104番、上原町の件、分家住宅です。農地区分は、農地区分

表の第2種農地です。判断基準は第2種農地②、おおむね500メートル以内に四郷駅が存在する区域です。

許可基準は裏面、許可基準表を御覧ください。第2種農地の許可基準に該当します。

場所についてはスクリーンのとおりです。

土地利用計画図はこちらです。

お願いします。

森 委員： 102、103、104、3件とも許可相当と考えます。

事務局： ありがとうございます。

続きまして、105番、寺下町の件、分家住宅です。農地区分は、農地区分表の第2種農地です。判断基準は、第2種農地の中の上記のいずれにも該当しない農地です。

評価基準は裏面、許可基準表を御覧ください。第2種農地の許可基準に該当します。

場所についてはスクリーンのとおりです。

土地利用計画図はこちらです。

続きまして、106番、滝見町の件、残土処分・かさ上げ（一時転用）です。農地区分は、農地区分表の第2種農地です。判断基準は、第2種農地の上記のいずれにも該当しない農地です。

許可基準は裏面、許可基準表を御覧ください。第2種農地の許可基準に該当します。

場所についてはスクリーンのとおりです。

土地利用計画図はこちらです。

なお、本件につきましては担当の水野委員は御欠席ですが、事前に問題ない旨御意見をちょうだいしております。

続きまして、107番、大平町の件、資材置場・駐車場です。農地区分は、農地区分表の第2種農地です。判断基準は、第2種農地の上記のいずれにも該当しない農地です。

許可基準は裏面、許可基準表を御覧ください。第2種農地の許可基準に該当します。

場所についてはスクリーンのとおりです。

土地利用計画図はこちらです。

なお、本件につきましては担当の鈴木委員は御欠席ですが、事前に問題ない旨御意見をちょうだいしておりますので、御報告いたします。

続きまして、108番、近岡町の件、駐車場です。農地区分は、農地区分表の第2種農地です。判断基準は、第2種農地の上記のいずれにも該当しない農地です。

許可基準は裏面、許可基準表を御覧ください。第2種農地の許可基準に該当します。

場所についてはスクリーンのとおりです。

土地利用計画図はこちらです。

なお、本件につきましては担当の伊藤委員は御欠席ですが、事前に問題ない旨御意見をちょうだいしておりますので、御報告いたします。

続きまして、109番、広幡町の件、資材置場です。農地区分は、農地区分表の第2種農地です。判断基準は、第2種農地の上記のいずれにも該当しない農地です。

許可基準は裏面、許可基準表を御覧ください。第2種農地の許可基準に該当します。

場所についてはスクリーンのとおりです。

土地利用計画図はこちらです。

お願いします。

横糸委員： 特に異議ありません。

事務局： ありがとうございます。

なお、一般基準については、全ての案件について問題ない旨を既に確認しております。

以上です。

会長： ありがとうございました。

事務局の説明並びに地区担当委員の意見をいただきました。

ここで、委員の皆さんの御質問並びに御意見を伺いたいと思います。

いかがでしょうか。

(会場声なし)

会 長： 特に御意見等もないようですので、採決をいたします。
議案第44号で上程されました19件について、賛成の委員は挙手をお願いいたします。

(賛成者挙手)

会 長： ありがとうございます。挙手多数と認めます。
よって、議案第44号は適当である旨、承認されました。
令和2年議案第45号「生産緑地に係る農業の主たる従事者の証明について」。
事務局より説明をお願いします。

事務局： 令和2年議案第45号「生産緑地に係る農業の主たる従事者の証明について」。
9番、美里の件、主たる従事者の死亡のためです。
申請地はスクリーンのとおりです。
担当推進委員の蟹委員からは、証明について問題ない旨御意見をいただいております。
以上、読み上げました案件につきまして、生産緑地法第10条の要件を満たしていることを確認しております。
以上です。

会 長： ありがとうございます。
事務局の説明並びに地区担当推進委員の意見をいただきました。
ここで、委員の皆さんの御質問並びに御意見を伺います。
いかがでしょうか。

(会場声なし)

会 長： 特に御意見等もないようですので、採決をいたします。
議案第45号において上程されました1件について、賛成の委員は挙手をお

願いたします。

(賛成者挙手)

会 長： ありがとうございます。挙手多数と認めます。

よって、議案第45号は承認決定されました。

令和2年議案第46号「農業振興地域整備計画の変更について」。

農政課より説明をお願いします。

事 務 局： 令和2年議案第46号「農業振興地域整備計画の変更について」。

農業振興地域の整備に関する法律施行規則第3条の2により、農業委員会の意見を求めます。

10ページを御覧ください。

農業振興地域整備計画の変更の農振農用地除外についてでございます。

29番、古瀬間町の件、駐車場です。

申出地はスクリーンのとおりです。

続きまして、30番、森町の件、資材置場の通路です。

申出地はスクリーンのとおりです。

お願いします。

岩田委員： 両件とも特に問題ありません。

事 務 局： ありがとうございます。

続きまして、31番、渡刈町の件、工場です。

申出地はスクリーンのとおりです。

お願いします。

石川委員： 問題ありません。

事 務 局： ありがとうございます。

続きまして、32番、大成町の件、分家住宅です。

申出地はスクリーンのとおりです。

よろしくをお願いします。

為井委員： 特に問題ありません。

事 務 局： ありがとうございます。

続きまして、33番、竹町の件、分家住宅です。

申出地はスクリーンのとおりです。

続きまして、34番、竹元町の件、携帯ショップです。

申出地はスクリーンのとおりです。

なお、本件につきましては担当の近藤委員は御欠席ですが、事前に問題ない旨御意見をちょうだいしておりますので、御報告いたします。

35番、高丘新町の件、工場です。

申出地はスクリーンのとおりです。

続きまして、36番、若林東町の件、分家住宅です。

申出地はスクリーンのとおりです。

よろしく申し上げます。

杉浦委員： 両件とも異議ありません。

事務局： ありがとうございます。

続きまして、37番、花園町の件、分家住宅です。

申出地はスクリーンのとおりです。

なお、本件につきましては担当の土方委員は御欠席ですが、事前に問題ない旨御意見をちょうだいしておりますので、御報告をいたします。

続きまして、38番、加納町の件、分家住宅です。

申出地はスクリーンのとおりです。

続きまして、39番、越戸町の件、分家住宅です。

申出地はスクリーンのとおりです。

続きまして、40番、四郷町の件、分家住宅です。

申出地はスクリーンのとおりです。

よろしく申し上げます。

森委員： 3件とも異議ありません。

事務局： ありがとうございます。

続きまして、41番、勘八町の件、自己用住宅です。

申出地はスクリーンのとおりです。

42番、勘八町の件、自己用住宅です。

申出地はスクリーンのとおりです。

43番、勘八町の件、自己用住宅です。

申出地はスクリーンのとおりです。

なお、本件につきまして、担当の水野委員は御欠席ですが、事前に問題ない旨御意見をちょうだいしておりますので、御報告いたします。

続きまして、44番、石飛町の件、農家住宅です。

申出地はスクリーンのとおりです。

よろしくお願ひします。

梅村委員： 問題ありません。

事務局： ありがとうございます。

45番、貝津町の件、分家住宅です。

申出地はスクリーンのとおりです。

よろしくお願ひします。

横糸委員： 特に異議ありません。

事務局： ありがとうございます。

以上です。

会長： ありがとうございました。

農政課の説明並びに地区担当委員の意見をいただきました。

ここで、委員の皆さんの御質問並びに御意見を伺います。

いかがでしょうか。

(会場声なし)

会長： 特に御意見等もないようですので、採決をいたします。

議案第46号で上程されました17件について、賛成の委員は挙手をお願いいたします。

(賛成者挙手)

会長： ありがとうございました。挙手多数と認めます。

よって、議案第46号は承認決定されました。

令和2年議案第47号「農用地利用集積計画の決定について」。

事務局より説明をお願いします。

事務局： 令和2年議案第47号「農用地利用集積計画の決定について」。

農業経営基盤強化促進法第18条の規定に基づき、農用地利用集積計画を定めることについて、別紙のとおり決定する。

今回御審議いただくのは、利用権のうち、令和2年7月1日から貸借期間が開始されるものと、農地中間管理機構への貸出しのため、令和2年8月1日から貸借期間が開始されるものです。

まず、7月1日から貸借期間が開始されるものについて、別紙1ページを御覧ください。議案第47号資料と書かれた資料になります。

本来は一筆一筆につきまして御審議いただくところですが、数が多いため、この集計で報告に代えさせていただきます。

総括表の左に書かれているのが貸借終期です。貸借の始まりはいずれも7月1日ですが、貸借の終わりがそれぞれ異なっております。貸借終期の右に種別が書かれておまして、所有者が耕作者に直接貸す相貸と、そのうち農家ではない方に貸す解除条件付の貸借がございます。

以上のように、貸借終期や種別ごとにそれぞれどれくらいあるかというものを表に表したものがこちらの資料になります。

一番下の総計欄を御覧ください。

112筆、12万4,677平方メートルの利用権を設定いたします。

続いて、農地中間管理機構への貸出しについてです。これは、所有者が中間管理機構に貸し、中間管理機構が耕作者に貸す中間管理事業でございます。

資料の7ページ、議案第47号資料の一番下を御覧ください。

今回、7筆、8,776平方メートルの利用権を設定します。

以上です。

会長： ありがとうございます。

ここで、委員の皆さんの御質問並びに御意見を伺います。

いかがでしょうか。

(会場声なし)

会 長： 特に御意見等もないようですので、採決をいたします。

議案第４７号で上程されました件について、賛成の委員は挙手をお願いいたします。

(賛成者挙手)

会 長： ありがとうございます。挙手多数と認めます。

よって、議案第４７号は承認決定されました。

令和２年議案第４８号「農地中間管理事業の『農地利用配分計画案』について」。

農政課より説明をお願いいたします。

事務局： 令和２年議案第４８号「農地中間管理事業の『農地利用配分計画案』について」。

農地中間管理事業の推進に関する法律第１９条第３項により、下記計画について農業委員会の意見を求めます。

別紙８ページ、議案第４８号資料を御覧ください。

議案第４７号で御審議いただいた農用地利用集積計画のうち、農地中間管理機構を通じて耕作者に貸し出されるものの内訳となります。

賃借期間、筆数、面積は議案第４７号資料と同じです。耕作者は、その下の表のとおりとなります。

この農用地利用配分計画案を農地中間管理機構に提出すると、機構はそれを基に農用地利用計画を定め、県に提出、県が認可、公告といった手順になります。

以上です。

会 長： ありがとうございます。

ここで、委員の皆さんの御質問並びに御意見を伺います。

いかがでしょうか。

(会場声なし)

会 長： 特に御意見等もないようですので、採決をいたします。

議案第48号で上程されました件について、賛成の委員は挙手をお願いいたします。

(賛成者挙手)

会 長： ありがとうございます。挙手多数と認めます。

よって、議案第48号は承認決定されました。

令和2年議案第49号「農業委員会の活動の点検・評価及び目標とその達成に向けた活動計画について」。

事務局より説明をお願いします。

事務局： 議案16ページ、別紙配付資料9ページから19ページを御覧ください。

令和2年議案第49号「農業委員会の活動の点検・評価及び目標とその達成に向けた活動計画について」。

農業委員会は、適正な事務実施のため、平成22年12月22日付22経営第5333号農林水産省経営局長通知に基づき、毎年度、活動の点検・評価及び次年度の目標とその達成に向けた活動計画の策定を行うこととなっています。

点検・評価及び目標とその達成に向けた活動計画の策定の具体的な項目としては、農家、農地等の概要などの農業委員会の状況、担い手への農地の利用集積・集約化、新たに農業経営を営もうとする者の参入促進、遊休農地に関する措置に関する評価、違反転用への適正な対応、農地法等によりその権限に属された事務に関する点検、地域農業者等からの主な要望・意見及び対処内容、事務の実施状況の公表等となっております。

このことにつきましては、令和元年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価（案）及び令和2年度の目標及びその達成に向けた活動計画（案）を策定し、5月28日付で各農業委員及び各推進委員へ郵送でお送りし、御確認いただき御意見を伺いました。その結果、大きく修正を伴う御意見はありませんでした。

なお、本件につきましては、本日御審議いただき、承認をいただいた後、ホ

ホームページ上において6月30日までに公表させていただく予定をしております。よろしく申し上げます。

説明は以上です。

会 長： ありがとうございます。

ここで、委員の皆さんの御質問並びに御意見を伺います。

いかがでしょうか。

(会場声なし)

会 長： 特に御意見等もないようですので、採決をいたします。

議案第49号において上程されました件について、賛成の委員は挙手をお願いいたします。

(賛成者挙手)

会 長： ありがとうございます。挙手多数と認めます。

よって、議案第49号は承認決定されました。

報告案件について、事務局より説明をお願いします。

事 務 局： 議案17ページ及び別紙配付資料20ページ、21ページを御覧ください。

報告、耕作放棄地の農地、非農地の判断について。

別紙のとおり現況確認を行った結果、農地法第2条第1項に規定する農地に該当しないと判断しましたことを報告いたします。

続いて、議案18ページを御覧ください。

報告、相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況確認書について、1番、貝津町の案件から、20ページを御覧ください、12番、若林東町の案件までの12件について、近々に納税猶予期間が20年を超過する農地として、税務署からの照会により事務局において現地を確認し、その利用状況を既に回答したことを報告いたします。

続いて、21ページを御覧ください。

報告、農地法第18条第6項の規定による通知書受理について。

86番、下仁木町の案件から、22ページを御覧ください、93番、中田町の案件までの8件について、いずれも賃借権の合意解約につき、既に事務局で受理していることを報告いたします。

続いて、23ページを御覧ください。

報告、農地法第4条第1項ただし書きにおける適用除外の確認について。

4番、富田町の農業用倉庫の案件1件について、適用除外として、既に事務局で受理していることを報告します。

続いて、24ページを御覧ください。

報告、農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出書受理について。

20番、上野町の駐車場の案件から、22番、八草町の自己用住宅の案件までの3件について、いずれも市街化区域内農地の転用につき、既に事務局で受理していることを報告いたします。

続いて、25ページを御覧ください。

報告、農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出書受理について。

81番、竹元町の駐車場の案件から、33ページを御覧ください、114番、越戸町の自己用住宅の案件までの34件について、いずれも市街化区域内農地の転用につき、既に事務局で受理していることを報告いたします。

説明は以上です。

会長： ありがとうございます。

以上をもちまして、本日の全議案の審議を終了いたしました。

慎重審議いただき、誠にありがとうございました。

(閉会 午後2時34分)

議事録署名者

印

印